

第3節

やすらぎと潤いのある快適な環境の創造

1 身近な自然環境の保全・創出

1-1 身近な緑の保全・創出

(1) 里山・市街地内樹林地等の保全と公園・緑地整備の推進

ア 開発行為の届出

三重県自然環境保全条例に基づき、1haを超える規模の自然地（樹林地、農地、湿地、湖沼等をいう。）が含まれた開発行為（宅地造成、土石採取、土地開墾等）について、知事への届出を義務づけます。（平成15年10月1日から）。届出に当たっては、緑地の確保、希少野生動植物種の保護等に対する配慮を求めます。

なお、自然環境保全協定の締結については、平成15年9月30日までの開発行為を対象とします。

イ 工場緑化の推進

工場立地法に基づき、立地条件等に係る工場適地の選定を行うとともに、工場立地が地域環境に調和した緑豊かなものとなるよう助言します。

ウ 緑化の推進

地域住民、ボランティア団体、市町村、(社)三重県緑化推進協会と連携協力し、緑のイベントや工場緑化研修会を通じた県民参加の緑化を推進します。

エ 緑の基本計画の推進

三重県広域緑地計画の策定に伴い、これを広域的視点からの緑地の配置の指針として市町村による「緑の基本計画」の策定の推進を図ります。

オ 都市公園の整備

都市公園の整備を進めます（県4公園、市町村19公園）。

県営公園名	整備面積(ha)	内 容
北勢中央公園	98.1	用地買収
亀山サンシャインパーク	13.4	園地整備、連絡橋上下部工等
大仏山公園	37.2	園地工、園路工整備等
熊野灘臨海公園	530.8	園路工整備等

(2) 公共施設（用地）における緑化の推進

宝くじ協会の助成を活用し、久居農林高校及び上野森林公園の緑化工事を実施します。

1-2 身近な水辺・海辺の整備・創出

(1) 多自然型川づくりと親水空間の整備

潤いとふれあいのある水辺空間の形成

・緑地や公園運動場等の整備を併せて行い、効果的な施設整備を図ります。

（平成14(2002)年度 二級河川三滝川、前川）

・ボランティアによる花木の植栽や清掃等に対する支援を行います。

・周辺景観や地域整備と一体となった河川改修を行います。

（平成14(2002)年度 二級河川三滝川）

(2) 海岸・港湾における親水空間の整備

ア 海岸環境の整備

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸の生態系に配慮した親水性護岸、人工海浜、遊歩道等を整備します。

海岸名等	事業内容
五ヶ所港海岸 (南勢町)	遊歩道、護岸
長島港海岸 (紀伊長島町)	養浜
阿津里浜海岸 (志摩町)	人工リーフ
道瀬海岸 (紀伊長島町)	養浜
海野海岸 (紀伊長島町)	人工リーフ
宇治山田港海岸 (二見町)	突堤、養浜
御浜海岸 (御浜町)	人工リーフ
島勝地区 (海山町)	付帯施設
黒浜地区 (紀伊長島町)	潜堤工
錦 (紀伊長島町)	遊歩道等
三木浦 (尾鷲市)	護岸等
新鹿 (熊野市)	護岸等
答志 (鳥羽市)	遊歩道、護岸等

イ 港湾の整備

鳥羽港において整備を継続します。

事業名	港湾名	事業内容
国補港湾	鳥羽港(鳥羽市)	緑地
県単港湾緑地一体整備促進事業	鳥羽港(鳥羽市)	緑地

ウ 漁村・漁港環境の整備

漁業集落の環境整備を実施する4地区（神前浦・磯浦・奈屋浦・安乗）及び総合整備を実施する1地区（方座浦）に対して助成するとともに、波切漁港において環境の整備を実施します。

1-3 身近な生物生息地の保全・創出

(1) 身近な緑の保全・創出による野生生物の生育・生息地の確保

「森林環境創造事業」により、放置された人工林は針葉樹と広葉樹の混在する森林に変え、公益的機能の低下した広葉樹林は活力ある広葉樹林にし、多様な動植物の生息地になるようにします。

また、治山事業により海山町において育成天然林を造成し、造林事業により、クヌギ・コナラ・ケヤキ等の広葉樹の植栽を支援します。

(2) 身近な水辺・海辺の整備・創出による野生生物生息地の確保

ア 多自然型川づくり

自然環境に配慮した川づくりを促進します。
(一級河川矢谷川 他24河川)

イ 溪流環境整備計画

事業計画においては、当計画に沿った詳細計画を行い、この計画に基づき施設整備を進め、魚・水生動植物の産卵・餌場等生息地の確保等、自然植生・生態系の保全を図ります。

2 良好な景観の形成

2-1 都市景観の保全・創出

(1) 道路・沿道景観の保全・創出

ア 風格ある幹線道路の整備

「三重県景観形成指針」の推進方策の実現に向け、地域住民、団体、市町村等との連携に努めます。

イ 街路の整備

次のとおり、街路の整備を実施します。

道 路 名	都 市 名
富田山城線	四日市市
塩浜波木線（六呂見工区）	四日市市
環状1号線（垂坂工区）	四日市市
朝日中央線	朝日町
駅前高塚線外1線	亀山市
相川小戸木線	久居市
三渡櫛田橋線	松阪市
松阪公園大口線外1線	松阪市
秋葉山高向線外1線	伊勢市・御園村
伊賀上野橋新都市線	上野市
茶地岡向井線（坂場工区）	尾鷲市

(2) 良好な広告景観の形成

屋外広告物の啓発、指導、取締りを行うとともに、6月（まちづくり月間）及び9月（屋外広告の日）に関係機関と連携し、一斉簡易除却や、広告業者及び商工業者に対しパンフレット等の配布による啓発活動を行います。

(3) 地区計画制度の活用

平成15（2003）年度においても地区計画の策定に向けて推進していきます。

2-2 農山漁村景観の保全・復元

(1) 良好な自然景観の保全

海岸環境や港湾環境の整備、海浜の清掃等の実施により海につながる景観づくりを推進します。

(2) 松並木の保全・再生

ア 民間団体の活動支援

民間団体による砂浜の松並木を保全・再生する活動を推進します。

2-3 体系的な郷土景観の形成

(1) 景観づくりの普及・啓発の実施

平成8（1996）年度に策定した三重県景観形成指針の周知を図るとともに、6月のまちづくり月間や10月4日の都市景観の日を中心に、啓発ポスター、パンフレットの配布、屋外広告物クリーン運動等を行います。

(2) 市町村における景観形成の推進

全国規模や地区ブロック単位の景観形成推進団体のセミナーや検討部会に参加し、景観施策に関する研究や情報交換に努めるとともに、市町村や県民の景観づくりの取組に、積極的に参加し、助言を行います。

3 歴史的・文化的環境の保全

3-1 文化財等の保護・活用

(1) 指定文化財の保護・活用

ア 指定文化財の保護・活用

建造物・美術工芸品の保存修復事業、無形文化財の伝承支援、無形民俗文化財の記録作成、史跡・名勝・天然記念物の調査・保存対策等、多岐にわたる文化財の保護を行います。

三重県文化保護審議会委員等による指定文化財候補の調査を実施し、県にとって重要なものを県指定文化財に指定します。また、三重県文化財保護指導委員による文化財巡視等を実施します。

イ 斎宮跡の保護・整備

史跡斎宮跡の有効活用と地域の活性化を図るため、歴史ロマン再生事業に続いて、史跡整備を継続的にを行います。

(2) 埋蔵文化財の調査・保存

ア 県営ほ場整備等に伴う発掘調査

三重県埋蔵文化財センターが、各種開発に伴い実施する発掘調査を次のとおり行います。

平成15年度発掘調査予定（本調査のみ）

開発事業者	遺跡数	面積(m ²)	備考
県農林水産商工部関連	3	8,000	農林水産商工部執行委任、農家負担分は教育費で国庫補助
県土整備部関連	13	20,422	県土整備部執行委任
中勢道路	3	9,400	
合計	19	37,822	

イ 斎宮跡の発掘調査

斎宮歴史博物館が、国史跡斎宮跡の解明のための発掘調査を2地区（1,100m²）で行います。

また、これまでの調査成果を整理するとともに、コンピュータによる調査管理システムの構築を推進します。

(3) 史跡等指定地域の公有地化の推進

史跡の公有地化と保存活用を図るため、斎宮跡の土地買上及び赤木城跡ほか5件の史跡整備に対し補助を行います。

3-2 歴史的・文化的景観の保全・活用

(1) 歴史・文化の薫るまちなみの保全・整備

関町関宿の伝統的建造物群や、まちなみの一部を形成する国・県指定文化財（建造物ならび史跡）に対し、保存修理等を実施し、その保護・活用を支援します。

(2) 歴史の道・水路等の保全・整備

本県の歴史街道の保全・整備のため、住民や企業、民間団体、市町村等と一層の連携を図りながら、次の事業を行います。

ア 「みえ歴史街道構想 地域別推進計画」に基づく取組

・各生活創造圏において、「みえ歴史街道構想 地域別推進計画」に基づき、歴史街道資産の魅力を活かした地域づくりを推進します。

イ その他

・歴史的・文化的資産、風情の保全・活用の仕組みづくり

・みえ歴史街道構想推進支援補助金による民間団体や市町村への活動支援

・歴史街道広域ルートウォーキング事業（地域内外の住民の交流促進を目的とした歴史街道交流ウォーキングイベントの開催、地域の文

化財・史跡を案内する語り部の充実、歴史街道の背景や人物等を顕彰する歴史街道探求セミナーの開催など)

(3) 熊野古道（伊勢路）の保全・保護

ア 世界遺産登録の推進

平成15（2003）年1月末に、熊野古道伊勢路を含む「紀伊山地の霊場と参詣道（さんけいみち）」の推薦書が日本国からユネスコ世界遺産センターに提出されました。

今回の対象は、吉野・大峯、熊野三山、高野山の霊場とこれらを結ぶ大峯奥駈道、熊野参詣道、高野山町石道の参詣道が対象で、三重、奈良、和歌山の三県にまたがる地域のため、三県が連携して登録に向け取り組んでいます。

三重県は、熊野古道として親しまれている熊野参詣道伊勢路、全長140kmのうち、約30kmが峠道などとして往時のままの状況で残っており、地域の重要な財産が世界遺産に登録されるよう関係市町村と協力し事業を推進しています。

イ 熊野古道の環境保全

世界遺産に登録されるためには、対象物件の保全、保護のほか、周辺環境の保全対策が必要であり、環境や景観を損なうことなく遺産を守っていくため、文化財保護法による保護、さらに自然公園法、森林法、あるいは、関係する市町村条例により措置等を行っていきます。